広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成十五年広島県規則第六十九号)(抄)新旧対照表

一リットルにつき〇・二ミリグラム	一・一―ジクロロエチレン	五五	一・一一ジクロロエチレン 一リットルにつき一ミリグラム	一・一―ジクロロエチレン	一 五.
許容限度	水質関係有害物質の種類	番号	許容限度	水質関係有害物質の種類	番号
	水質関係有害物質の規制基準	水質関係		水質関係有害物質の規制基準	水質関係
	(第二十一条関係)	別表第八		八(第二十一条関係)	別表第八
現行	現		改正案	改工	
(傍線部分は改正部分)					